
防災行政無線運用マニュアル



〈屋外スピーカ〉

令和3年4月1日

姫路市危機管理室

目次

1	防災行政無線では	2
2	放送が鳴った場合には	2
3	防災行政無線の設備について	2
	(1) 防災行政無線の設備	
	(2) デジタル設備	
4	屋外スピーカとは	4
	(1) 屋外スピーカの概要	
	(2) 屋外スピーカの設置目的	
	(3) 屋外スピーカの聞こえる範囲	
	(4) 屋外スピーカの機能	
	(5) アンサーバック付き屋外スピーカ	
5	放送の種類	6
6	主な放送内容	6
	(1) 避難情報 (高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)	
	(2) 地震情報 (緊急地震速報)	
	(3) 津波情報 (大津波警報)	
	(4) 気象情報 (特別警報)	
	(5) 国民保護情報 (ゲリラ攻撃情報)	
	(6) 行政情報	
7	定時放送について	8
8	情報収集手段について	8
9	自治会放送と防災行政無線の設置目的等について	11
10	屋外スピーカの地域使用について	12
	(1) 概要	
	(2) 使用対象者及び設備	
	(3) 鍵の管理	
	(4) 放送可能事項	
	(5) 注意事項	

1 防災行政無線では

■避難に関する情報 ■災害の発生や災害発生の恐れの情報など

の緊急情報や行政に関係する各種情報などをサイレンや音声でお伝えします。本市では、災害発生など避難が必要な場合には、防災センターから全市一斉や地域を限定した緊急情報をお知らせします。市からの避難情報の発令にあたっては、該当地域の連合自治会長に事前連絡を行います。

2 放送が鳴った場合には

■避難行動

避難情報を市が発令する場合は、サイレンを付け加えて避難対象地域名などを音声でお知らせします。サイレンや音声が聞こえた場合は、防災行政無線の情報とあわせて、テレビやラジオなどでも情報を確認し、身を守る行動を取っていただくようお願いします。

■避難の呼び掛け

近隣の方にも避難を呼び掛け避難してください。

※避難に備え、食料や水などの準備やハザードマップで危険箇所や避難場所などの確認をお願いします。

3 防災行政無線の設備について

(1) 防災行政無線の設備

防災行政無線は、市町村が防災を目的に使用する無線放送設備です。

本市の防災行政無線設備は、防災センターの親局、仁寿山、荒神山、谷山の中継局を通じて、市内429局の屋外スピーカにより緊急放送などを行います。

【システム構成イメージ図】



出典：総務省消防庁「防災行政無線（同報系）のイメージ」

【設備概要】

親局 1 局（防災センター）

無線機、アンテナ、操作卓、直流電源装置等で構成。防災行政無線のシステム全体を統括管理し、親局から屋外スピーカを通じて、避難情報などを放送します。



中継局 3 局（仁寿山、荒神山、谷山）

親局からの電波を受信し、市域全域に電波が届くように電波を中継する設備です。



遠隔制御装置 3 箇所（防災センター、家島、坊勢）

ネットワークを利用して、親局の操作卓以外から放送ができる装置です。



再送信子局 6局（家島 1、夢前 3、香寺 1、安富 1）

中継局からの電波を受信し、さらに遠方の電波不感地帯へ電波を発射するほか、屋外スピーカの機能も備える設備です。



屋外スピーカ 429局

アンプ、スピーカ、制御部で構成。親局からの電波を受信し、スピーカで放送する設備。一般的なスピーカと幅広く遠距離まで届く高性能スピーカを組み合わせることで効果的・効率的に居住地を包含できるように設置しています。



（2）デジタル設備

デジタル化と高性能スピーカの導入により、市内の様々な場所で雑音のない明瞭な音で放送が行えます。

4 屋外スピーカとは

（1）屋外スピーカの概要

防災行政無線の屋外スピーカは、サイレンや音声で緊急情報などをお知らせする放送設備です。

（2）屋外スピーカの設置目的

屋外スピーカは、音達距離の異なるスピーカを選定し、効果的・効率的に配置することで、音達区域が全市域の居住地を包含できるように設置しています。

（3）屋外スピーカの聞こえる範囲

屋外スピーカは音により広範囲に情報を伝える設備で、屋外スピーカからの音の到達範囲はおよそ300メートルから800メートルです。

なお、気象条件や周辺の構造物などの影響により、必ずしもこの到達距離が保証されるものではありません。気象警報の発表や河川の水位、降雨の状況などに皆さん自身が関心を持っていただき、テレビやラジオなど、複数の手段で情報の入手に努めてください。

【スピーカの概要】

スピーカの種類	音達距離 (m)	特 徴
レフレックス	300～500	一般的なもの
ストレート	300～500	音の直進性が高い
ソノコラム	500～800	指向性が広く遠くまで音達可能



(レフレックス)



(ストレート)



(ソノコラム)

(4) 屋外スピーカの機能

防災センターから、屋外スピーカを全市一斉または個別スピーカの選択をして放送することができます。その時々状況によって放送場所を選択し、緊急情報などをお知らせします。

(5) アンサーバック付き屋外スピーカ

各小学校1箇所等に双方通信機能を備えたアンサーバック付き屋外スピーカを整備しています。

これにより、防災センターにある親局とアンサーバック付き屋外スピーカとの無線回線を利用した、市職員などによる無線通話を行うことができます。

5 放送の種類

緊急放送（時間に関係なく放送します。） * Jアラート連携	
避難情報	【警戒レベル3】高齢者等避難 【警戒レベル4】避難指示 【警戒レベル5】緊急安全確保
* 地震情報	緊急地震速報 (気象庁は、最大震度が5弱以上と予想された場合に、震度4以上が予測される地域を対象に発表します。)
* 津波情報	大津波警報、津波警報、津波注意報
* 気象情報	特別警報、土砂災害警戒情報、台風接近情報
* 国民保護情報	弾道ミサイル情報、航空攻撃情報 ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報
一般放送	
行政情報	行政に関する各種情報、訓練など

* 全国瞬時警報システム（Jアラート）と防災行政無線を連携させることで、気象庁などから配信される緊急情報を、市職員の手を介さずに自動的に放送します。（台風接近情報は除く。）

6 主な放送内容（放送文は一例、サイレンが付加されます。）

（1）避難情報

【警戒レベル3】高齢者等避難

こちらは、ぼうさい姫路です。

姫路市から（避難指示対象地域）の住民の皆さまにお知らせします。
（避難指示対象地域）に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。（避難情報・避難場所情報）

【警戒レベル4】避難指示

こちらは、ぼうさい姫路です。

姫路市から（避難指示対象地域）の住民の皆さまにお知らせします。

（避難指示対象地域）に【警戒レベル4】避難指示を発令しました。

（避難情報・避難場所情報）

【警戒レベル5】緊急安全確保

こちらは、ぼうさい姫路です。

姫路市から（避難指示対象地域）の住民の皆さまにお知らせします。

（避難指示対象地域）に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しまし

た。（避難情報・避難場所情報）

（2）地震情報（緊急地震速報）

こちらは、ぼうさい姫路です。

緊急地震速報。大地震です。大地震です。

（3）津波情報（大津波警報）

こちらは、ぼうさい姫路です。

大津波警報。大津波警報。

直ちに高台へ避難してください。

（4）気象情報（特別警報）

こちらは、ぼうさい姫路です。

特別警報が発表されました。

周辺の状況を見て避難行動をとってください。

（5）国民保護情報（ゲリラ攻撃情報）

こちらは、ぼうさい姫路です。

ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。屋内に避難しテレビ・ラジオをつけてください。

（6）行政情報

こちらは、ぼうさい姫路です。

姫路市からお知らせします。

（お伝えする情報）

7 定時放送について

屋外スピーカの動作確認や市民の皆さまへ屋外スピーカの存在、音量の程度を確認していただくために定時放送を実施します。毎月17日17時15分に、全域で「夢ある姫路（まち）」の曲を流します。

（放送例）

「こちらは姫路市です。これは、毎月17日の定時放送です。」

♪夢ある姫路（まち）放送♪「これで定時放送を終わります。」

なお、旧町域では、次のとおり従来の定時放送も継続します。

町名	内容
家島	6時00分（ふるさと）、12時00分（グリーンスリーブス） 17時00分（夕焼け小焼け）
夢前	17時00分（夢とんとん）
香寺	7時00分（ウエストミンスターの鐘）、18時00分（家路）
安富	6時00分（ふるさと：三坂） 12時00分（グリーンスリーブス：末広、名坂、三森、瀬川、狭戸） 10月～3月：17時00分（夕焼け小焼け：全域） 4月～9月：18時00分（家路：全域）

8 情報収集手段について

複数の情報収集手段を確保することでより確実に情報を入手できることから、本市からの緊急情報は防災行政無線と連携させ、緊急速報メール、登録制メール「ひめじ防災ネット」、防災アプリ「全国避難所ガイド」、WINK、FMゲンキ、防災情報の登録制電話配信サービス、防災情報の登録制ファクス配信サービス、防災行政無線聞き直しテレフォンサービスなどで、一斉発信します。

【防災行政無線と連携する情報収集手段】

情報収集手段 (◆令和3年4月からの新サービス)	情報の受け手側		情報伝達
	屋 外	屋 内	形態※
◆デジタル防災行政無線	○	△	PUSH型
緊急速報メール・エリアメール	○	○	PUSH型
登録制メール「ひめじ防災ネット」	○	○	PUSH型
姫路市ホームページ	○	○	—
防災アプリ「全国避難所ガイド」	○	○	PUSH型
姫路ケーブルテレビ「WINK」	×	○	—
コミュニティFM「FMゲンキ」	○	○	—
告知放送端末	×	○	PUSH型
Twitter	○	○	—
地域SNS「ひよこむ」	○	○	—
◆防災行政無線聞き直しテレホンサービス (☎079-240-9107)	○	○	—
◆防災情報の登録制電話配信サービス	×	○	PUSH型
◆防災情報の登録制ファクス配信サービス	×	○	PUSH型
(備考) ○：情報取得可能 △：場合によっては情報取得不可 ×：情報取得不可 ※PUSH型とは、情報の受け手側に一方的に情報を通知する方式。			

出典：総務省消防庁防災情報室「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」

【放送内容の確認方法】

防災情報の登録制電話・ファクス配信サービス

屋外スピーカ等で緊急情報を確認できない方を対象に、電話やファクスで緊急情報を配信します。

- ◆対象 市内在住で、自宅に固定電話またはファクスを設置しており、次のいずれかに該当する方

- ① 聴覚や視覚等に障害がある方
- ② 携帯電話やスマートフォンを所有していない方

※上記に該当しない方でも、状況に応じて登録できます。

◆**配信情報** 本市が発令する避難情報、津波情報、国民保護情報、その他の緊急情報など

◆**登録方法** 登録書を持参か郵送、ファクス、電子メールで危機管理室へ提出してください。

登録書は、危機管理室（防災センター5階）や障害福祉課（市役所1階）で配布。ホームページからも取り出せます。



（登録制電話等）

防災行政無線聞き直しテレフォンサービス

防災行政無線で放送された内容を電話で聞き直しすることができます。

聞き直し電話番号：079-240-9107

防災アプリ「全国避難所ガイド」

避難所の検索や、気象情報、避難情報などの確認がスマートフォンでできます。本市の防災行政無線の放送も配信します。

※設定方法：設定→地域防災情報→画面右上「+」→配信を受けたい地域を選択する。

QRコードを読み取って、ダウンロードしてください。



（Android用）



（iPhone用）



（アプリ画面）

登録制メール「ひめじ防災ネット」

県や市からの緊急情報やお知らせが、携帯電話やスマートフォンにメールで届きます。防災行政無線の放送も配信します。

◆登録方法 himeji@bosai.net 宛への空メールか、QRコードを読み取って、空メールを送信してください。

※この他にも、NHK、サンテレビ等のデータ放送、Yahoo!防災速報など、様々なツールによる情報発信を行っています。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。



(情報発信手段)

9 自治会放送と防災行政無線の設置目的等について

屋外スピーカを使った音声による情報伝達手段という点では、自治会放送と防災行政無線は同じですが、自治会放送は、住民の交流や絆を育む地域情報などを放送し、防災行政無線は、市からの緊急情報などを放送するため設置の目的や役割が異なります。

【設置目的・役割】

自治会放送（設備）

住民の交流や絆を育む地域情報などを放送することにより、地域住民が協力し合えるよう地域の身近な情報を共有することで、住民同士が相互に協力し豊かで、住みやすい地域をつくるために、自治会放送が寄与しています。

（自治会が独自に設置。市の補助制度有り）

防災行政無線

本市からの避難情報や国民保護情報などの緊急情報をサイレンや音声により一斉に伝達し、市民の皆さまの命を守るために、適切な行動を促す契機とするものです。また、法律により目的外使用が禁止されています。

10 屋外スピーカの地域使用について

(1) 概要

屋外スピーカの放送は、防災センターから行う無線放送と、屋外スピーカに設置したボックス内の受話器（以下「屋外放送設備」という。）を使用する自局放送の2種類があります。

(2) 使用対象者及び設備

屋外放送設備を使用できる方は、施設管理者や自治会（以下「施設管理者等」という。）に属する方であり、使用可能な屋外放送設備は当該組織の属する校区内とします。

(3) 鍵の管理

施設管理者等は、屋外放送設備の鍵の管理を適切に行ってください。

(4) 放送可能事項

- ① 災害時等において、緊急に放送を要する防災等に関する事項。
- ② 自主防災組織等による防災訓練等に関する事項。
- ③ その他市が特に必要と認める事項。

(5) 注意事項

- ① 氏名、住所、電話番号等の個人情報放送してはいけません。
- ② 放送の開始にあたっては、「こちらは〇〇〇自治会です。」等、当該自治会等による放送であることを明確にし、放送に伴う問い合わせ等に対応してください。
- ③ 学校等の施設に設置された屋外放送設備を利用する場合は、予め学校等の許可を得ておき、授業等の妨げにならないよう、十分配慮してください。
- ④ 誤操作によりサイレン等が吹鳴されてしまった場合は、速やかに訂正の放送を行ってください。

- ⑤ 放送中であっても、市又は全国瞬時警報システムからの無線放送が優先されるため、当該放送が中断された場合は、無線放送の終了後、再度放送を行ってください。
- ⑥ 防災訓練等の放送を行うときは、「訓練」の語句を2回以上放送事項に冠して行ってください。
- ⑦ 自治会等の放送に起因する苦情に対しては、使用した者の責において対応してください。

〈問合せ先〉

〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地

危機管理室 危機管理・国民保護担当（防災センター5階）

電話 079-223-9600、9588、9601

ファクス 079-223-9541

電子メール kokuminhogo@city.himeji.lg.jp